



社会保険労務士法人 **MAC**
税理士法人 望月会計

TEL : 0263-34-4488 FAX : 0263-34-0054 <http://www.sharou-mac.com/index>

毎月5日発行

Monthly

情報掲示板

第50号

「希望者全員の65歳までの雇用」

義務化に向けた動き

非常に注目すべき内容

年明けの1月6日に、厚生労働省の労働政策審議会から、「今後の高齢者雇用対策について」と題する、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。

今後、わが国の高齢者雇用対策はどのように動いていくのか、非常に注目すべき内容が含まれています。

高齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年10月に発表した「平成23年高齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高齢者を65歳まで雇用するための高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか）を「実施済み」の企業の割合は95.7%（前年比0.9ポイント減）となっています。

また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%（同1.7ポイント増）、同じく70歳まで働ける企業の割合は17.6%（同0.5ポイント増）となっています。

「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成25年以降は、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高齢者雇用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。

そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するように、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

2013年度から施行となるか？

この文書中に含まれる「希望者全員の65歳までの雇用確保措置」が実施されるとなると、企業にとっては非常に大きな負担となります。早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。

事務所より

情報掲示板も本号で50号となりました。これからもアンテナを張り続け情報を提供していきたいと思っております！